

（仮称）みよし市こども基本条例 【案】

令和 7 年 3 月

みよし市こども未来会議

1. 答申にあたって

こどもは、一人一人が様々な個性や能力、大いなる可能性を持ったかけがえのない存在です。こどもはいろいろな経験を重ね、多様な人々と関わる中で、豊かな人間性を育み、自分を大切にする心や他者を尊重する心、社会性を養い、成長していきます。

しかし、いじめや虐待、貧困問題など、こどもを取り巻く状況は深刻な問題を抱え、また核家族化や地域コミュニティの希薄化などにより、保護者の子育ての負担感、孤立感は増大しています。これらの問題が、こどもが持つかけがえのない権利を侵害し、健やかな成長を阻害する要因となっています。このような状況に対処するには、全ての市民が連携、協働しながら、こどもが大人と同様に権利の主体であることを理解し、その権利を守る取り組みを進めることが大切です。

そのうえで、未来を担うこどもが安心して、心身ともに健やかに成長するために、全てのこどもが大人と同様に権利の主体として尊重されることが大切です。

みよし市は、こどもがこどもの権利について知り、意見を持ち、意見を言うことができ、社会に参画し、夢を持って生きていくことができるよう、こどもと対話をしながら一緒に考えていく社会を形成していくことが重要と考えます。

こどもに関わるすべての人が連携、協働しながら、こどもの権利を守り、健やかな成長を支え、こどもの笑顔が輝き続けられるよう、本答申をまとめました。

2. (仮称) みよし市子ども基本条例に記載すべき事項、内容

諮問を受け、上記の考えに基づき本会議において慎重に審議した結果、本条例に記載すべき事項、内容を以下のとおりとする。

- (1) 本条例の名称、目的、対象
- (2) こどもの権利
- (3) 子ども及び子どもに関係するものの責務・役割
- (4) 本条例の目的を達成するために、市が行うべき基本的な取組
- (5) こどもの権利侵害からの救済と回復

(1) 本条例の名称、目的、対象

条例制定の名称、目的、対象について、以下の内容を定められたい。

①条例の名称

みよし市こどもの権利本条例

②条例の目的

こどもの権利と子どもに関わる人たちや市のこどもの権利を守るための役割を明らかにするとともに、こどもの最善の利益を守るために取り組むべき事項を定め、こどもの権利を守り、みよし市全体でこどもの成長を支えるまちづくりを実現すること。

③本条例の対象

子ども	・市内に在住し、在学し、又は在勤する18歳未満のすべての人とこれらの人と同等に扱うことが適当と認められる人。
保護者	・親や親に代わり子どもを養育する人。
地域住民	・市内に住む人、市内で働いたり、学んだりする人、市内で活動する人や団体。
事業者	・市内で事業活動を行う個人、法人、その他団体。
学び・育ちの施設	・学校、保育所、幼稚園、認定子ども園その他のこどもが学び、育つための施設。

(2) こどもの権利

子どもの権利の内容について、以下のとおり定められたい。

こどもは生まれながらにして、大人と同じように一人の人間としての権利の主体であり、全てのこどもが自分らしく将来に夢をもって生きられるよう、以下に掲げる権利をはじめとしたこどもの権利が尊重され、保障されなければならない。

健やかに生きる権利	・安全で安心な環境のもとで、持って生まれた能力や身に付けた能力を十分に伸ばせるよう、医療や教育及び生活の支援を受けることができる。
-----------	---

のびのびと育つ権利	・遊びや学び、また文化、芸術、スポーツ等の豊かな経験を通して成長するとともに、個人の個性や特性が理解され尊重される。
安心して守られる権利	・暴力、虐待、いじめ、差別、プライバシーの侵害、有害な情報、学び・育ちの施設における身体的、心理的暴力など安全安心を妨げるものから守られ、また気軽に相談でき、必要な支援を受けることができる。
自由に参加する権利	・自分の意見を表明できる機会が設けられるだけでなく、自分の意見が尊重されるとともに、仲間を作り集まることができる。

(3) こども及びこどもに関係するものの責務・役割

こどもの権利を守り、多様な育ちを支えていくために、子どものまわりの様々な立場の者が適切な役割と責務を果たすことが大切であり、その内容について、以下のとおり定められたい。

こども	・年齢及び発達段階に応じて、豊かな人間性と社会性を身に付ける。 ・自分の権利について知り、あわせて他の人の権利を認め尊重する。
保護者	・子育てについて第一義的に責任がある。 ・こどもと向き合い、寄り添い、応援し、深い愛情をもってこどもを守り育てる。
地域住民	・こどもを地域の一員として認め、こどもの権利保障に関する様々な取り組みに協力する。
事業者	・市や地域住民、学び・育ちの施設と連携し、こどもの権利保障に関する取り組みに協力する。
学び・育ちの施設	・施設における身体的、心理的暴力を防止する。 ・こどもの自立性、主体性、個性を尊重し、自ら学び、社会の中で生きていける力を身に付けることができるように支援する。 ・こどもの安全を確保し、こどもが安心して過ごすことができる場にする。 ・こどもが抱える問題に早期に気づき、必要な支援を行う。
市	・こどもの権利を保障し、みよし市全体でこどもの成長を支えるため、必要な取り組みを計画的に行う。

(4) 本条例の目的を達成するために、市が行うべき基本的な取組

本条例の目的を達成するために、市が行うべき基本的な取組を以下のとおり定められたい。

①基盤となる取組

連携体制の構築	・保護者、地域住民、事業者及び学び・育ちの施設の連携・協力を促し、それぞれの役割を果たすことができる体制を構築する。
多面的な支援	・特別な支援や配慮、社会的養育を必要とするこどもへの施策、多様な子育てと働き方のための環境の整備、専門的な相談や情報提供など、多面的な支援をする。 ・こどもの健やかな育ちを育む市民活動を支援する。 ・結婚、妊娠、出産及び子育てにおける様々な段階において、切れ目のない支援をする。

②安全安心のための取組

安全、安心な環境づくり	・犯罪、事故、災害や有害又は危険な環境からこどもを守り、安全で安心な環境をつくる。
虐待やいじめへの対応	・学び・育ちの施設、地域住民と連携して、虐待やいじめなどの予防や早期発見に努める。 ・虐待やいじめにあったときは、関係機関と協力して適切に対応する。
こどもの居場所	・こどもの多様な要望を踏まえ、自分らしく過ごすことができる居場所を充実させる。
こどもの貧困対策	・こどもが夢や希望を持って成長できるよう、こどもの貧困対策に取り組む。

③権利を保障するための取組

不登校などのこどもへの支援	・学校に通うのが困難なこどもなどが、自身にあった多様な方法から選択し学べる環境を整備し、学びを継続するための必要な支援をする。
こどもの意見表明	・こどもが意見を表明できる環境を整備する。 ・こどもの意見等を市の施策に反映できるようにする。 ・こども会議を開催する。
多様性の尊重	・人種、国籍、性、宗教、障がい等を理由とした偏見や差別等を受けないよう、多様性を尊重し、理解を広めるようにする。
普及啓発	・こどもの権利の大切さについて、市民が関心を持ち理解を深めるよう、年齢に応じた分かりやすい広報をする。

(5) こどもの権利侵害からの救済及び回復

こどもの権利侵害からの救済と回復のため、こどもの権利擁護委員会について以下のとおり定められたい。

① こどもの権利擁護委員会の設置

- ・権利侵害を受けたこどもを適切かつ速やかに救済するため、こどもの権利擁護委員会を置く。
- ・擁護委員会の委員
人数：3 人以内
条件：人格が優れ、こどもの権利について見識のある者
任期：任期は 3 年とし、再任を妨げない。

② 権利擁護委員会の職務

- ・こどもの権利侵害についての相談を受け、救済の申立てを受けた場合は、事実の調査及び調整をする。
- ・調査及び調整の結果、こどもの権利を侵害した者に対し、是正措置を講ずるよう勧告又は制度の改善を要請する。
- ・勧告又は要請を行った者に対し、是正措置又は制度の改善の状況の報告を求める。
- ・報告を受け、その内容を救済の申立てをした者に伝える。

③ 権利擁護委員会への協力

- ・保護者、地域住民、学び・育ちの施設及び市は、擁護委員会の職務に協力する。

④ 勧告又は要請への対応

- ・市は、擁護委員会から勧告又は要請を受けたときは、その対応状況を擁護委員会に報告する。

3. こども未来会議でのおもな意見等

- ・こどもの定義を、こどもとは18歳になっていない者とすべき。(法務省と同じ)
- ・こどもの定義に関し、18歳未満と同等に扱うことが適当な人の「適当」は悪い意味で使用する言葉なので使わないほうがよい。
- ・学び・育ちの施設の定義に、学校、保育所、幼稚園、認定こども園などとあるが、特別支援学校、障害者施設を加えるべき。
- ・全てのこどもが、将来に夢をもって生きられる、とあるが、夢がないこどももいるため、表現を見直すべき。
- ・保護者の定義にある家庭でのこどもの成長の見守りに関して、家庭のないこどももいるため不要である。
- ・市の取組に関し、こどもまんなか社会の実現に向け基本となる計画を策定し、とあるがどもまんなか社会の表現は曖昧である。
- ・市は、保護者、地域住民、事業者及び学び・育ちの施設の連携・協力を促し、それぞれの役割を果たすことができる体制の構築に努めるとあるが、具体性が乏しい。
- ・特別支援、障害者、グレーゾーンの子ども達等に対する内容が記載されていないので、どこかに追加をしてほしい。
- ・擁護委員は、人格が優れ、こどもの権利について見識のある者とされているが、差別的であり、何を思って人格が優れているのか説明の記述がない。有識者、学識経験者等、具体的に必要である。有識者以外にも公募での必要性もある。
- ・市長が規則で定めるとあるが、規則は不要、市長が定める、の表現でよい。
- ・学校の先生の残業、仕事量の把握など考えることはあるのか。普段の学校を見に行くなど子ども権利擁護委員会に盛り込むことは可能か。
- ・条例全般に関し、簡略化しそれらしい単語を抜粋しているだけのように感じた。みよし市独自の施策や計画は見受けられない。抜粋しただけの条例を作ることに意味があるのか疑である。
- ・条例に盛り込めないものは、規則を作るのか、規則は条例と同時か、後で作成するのか
- ・こどもの居場所に関して、こどもの「要望を満たし」とされているが、こどもの要望を全て満たすことは不可能であり、満たすには大人の責任がついてくる。「踏まえ」が適當。
- ・みよし市こども基本条例案に必要な条文はすべて盛り込まれているか。他の自治体にあつて、みよし市にないもの、あえて入れていない項目があるのかわからない。